

あなたにとって 身近な弁護士会を めざしています

> 法律相談をされたい方、 また、弁護士に相談したいが 心当たりのない方のために 弁護士会では 法律相談センターを設けて 問題解決のための お手伝いをします。

蒲田法律相談センターは、弁護十会が運営する法律相談センターです。都内に事務所のある弁 護士のなかから、法律相談担当弁護士として登録している弁護士がさまざまな法律問題に対応 します。お気軽にご相談にお越しください。

## 法律相談センターでの面接相談



03-5714-0081 まず、お電話で相談日・時間をご予約ください。



אלא https://www.horitsu-sodan.jp/reserve/

より予約してください。(24時間受付)

弁護士がご相談内容を伺い現状の問題点や解決方法等をアドバイスします。事件処理の委任についても、 担当した弁護士とご相談ください。

予約受付時間 (祝祭日は除く)

日~火曜日: 9 時 30 分~ 16 時 30 分 ▶ 水~金曜日: 12 時 30 分~ 19 時 30 分

借金問題(破産、債務整理) 労働問題(解雇、未払い、ハラスメント)

相続·遺言 離婚·家庭問題 借地·借家 土地境界・近隣トラブル

刑事事件 ▮ 債権回収 ▮ 生活保護 ▮ 外国人

●弁護士に事件を依頼する場合には、別途弁護士費用がかかります。

(祝祭日は除く)	月	火	水	木	金	±	В
10:00~12:00	一般相談	一般相談					一般相談
	債務整理	債務整理					債務整理
13:00~16:00	一般相談	一般相談	一般相談	一般相談	一般相談		一般相談
	債務整理	債務整理	債務整理	債務整理	債務整理		債務整理
	生活保護	労働相談	生活保護				労働相談
17:00~20:00			一般相談	一般相談	一般相談		
			債務整理	債務整理	債務整理		
			外国人	労働相談	外国人		

相 談 料 § 30 分 5,500 円 (税込) 延長 15 分ごとに 2,750 円 (税込)

§ 債務整理の相談は無料 § 労働問題 労働者の方は初回 30 分無料

S 法テラスの指定相談場所のため、収入基準を満たされる方は、ご負担無しでご利用いただける場合があります。